
令和8年度
環境保全地域活動
スタートアップ支援事業補助金の手引き

1. 概要

本町の豊かな自然を未来へ引き継いでいくためには、町民一人ひとりの自然環境に対する理解・関心を高め、保全活動を広げていくことが重要です。

この制度は、これから環境保全活動を始めたい方々や新たな環境保全活動を開始したい既存団体が、活動の輪を拡げ町民の皆さまも参加できる活動を自主的・継続的に実施できるよう、団体設立や事業開始に係る費用を補助するものです。

2. 申請できる団体・グループ

本事業に申請できるのは、次の条件をすべて満たす団体・グループとなります。ただし、町長が適当でないと認めたものは対象外とします。

- (1) 町内に在住、在学又は在勤する者が3人以上で構成していること。
- (2) 町内を拠点として活動をおこなう団体であること。
- (3) 政治、宗教、結社、労働運動等を目的としていないこと。
- (4) 御高町補助金交付規則第5条の2第1項各号のいずれにも該当しないこと。

3. 補助対象となる事業の要件

補助金の交付を受けるためには、下記の要件をすべて満たす環境保全活動を実施することが必要です。

- (1) 団体自らが企画、立案、実行し事業を継続していくこと。
- (2) 広く町民等を募集し、共に活動すること。
- (3) 自然環境に対する理解や関心を高める取組が盛り込まれていること。
- (4) 活動場所は原則町内であること（町外との連携が必要な場合を除く）。
- (5) 参加者等の安全対策に万全を期すこと。

なお、環境保全活動とは、「森づくり・川づくり事業」「水環境や生物多様性の保全事業」「子どもたちのための自然学習事業」を指します。

(対象事業の一例)

- ・森林整備活動＋木工工作講座
- ・竹林整備活動＋竹炭焼き体験
- ・間伐搬出作業＋安全講習会
- ・河川敷草刈り活動＋水生生物観察会
- ・子どものための森の遊び場整備＋山遊びイベント
- ・湿地の環境整備活動＋希少生物観察会
- ・ホテルが棲める環境づくり活動＋ホテル観察会
- ・川の清掃活動＋マスのつかみ取り大会
- ・外来魚に限定した釣り大会

4. 補助対象経費及び補助金額

補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額を交付します。

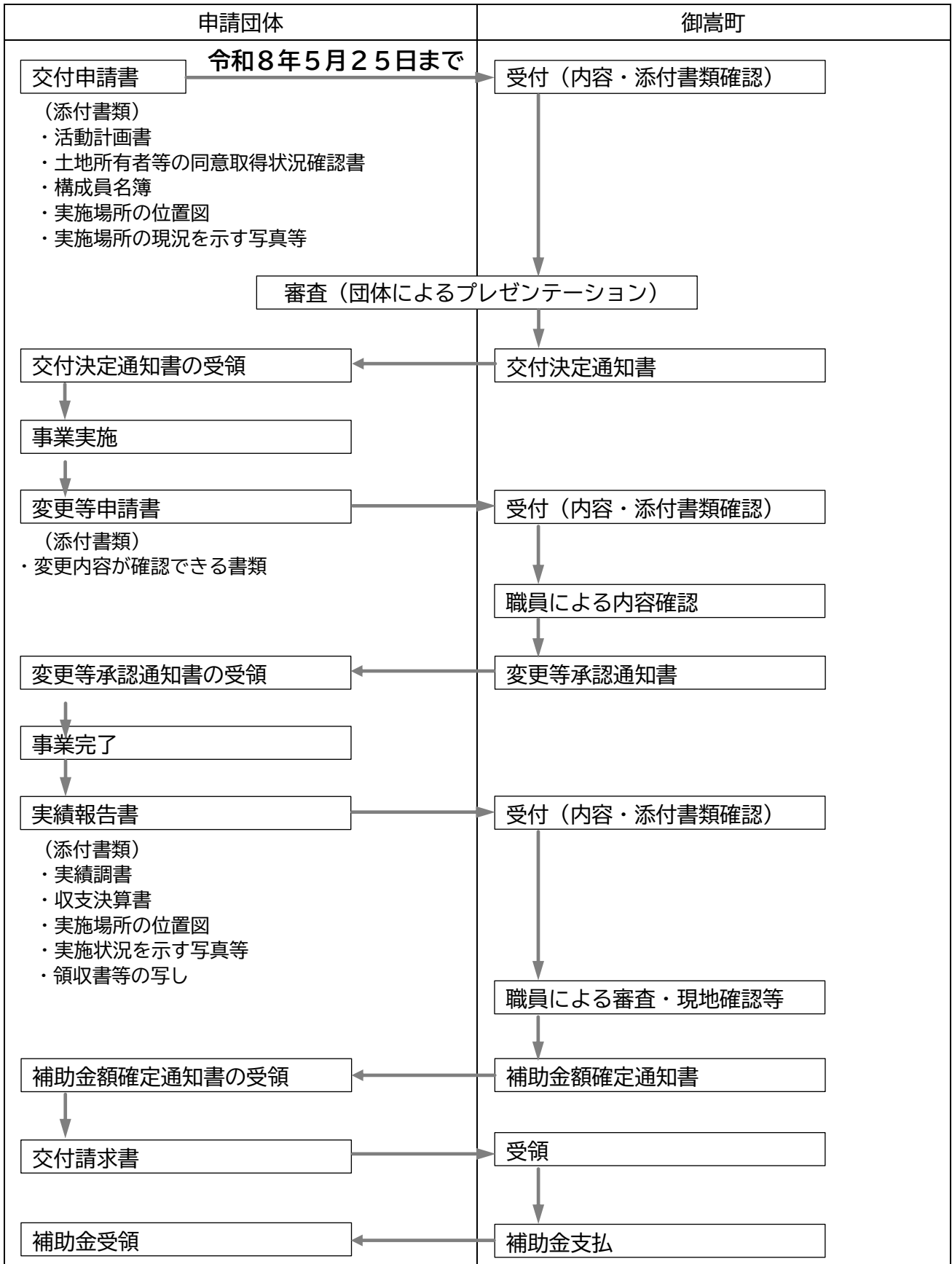
(1,000円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた額)

ただし、補助が受けられるのは1団体あたり上限10万円／年、3回のみです。

補助対象経費は、総事業費から下記の経費を控除した額を指します。

- (1) 団体の構成員に対する人件費、謝礼、旅費
- (2) 団体の構成員のみの会議・懇親会等に係る食糧費
- (3) 食糧費のうち、アルコール類飲料
- (4) 電話代、インターネット利用料金等の通信運搬費（他の用途と区別することが困難なもの）
- (5) その他町長が必要と認めた経費以外の経費

5. 交付申請から補助金交付までの流れ



6. 交付申請について

補助金の交付申請は、下記の書類をすべて揃え提出期限までに提出してください。

下線の様式は、町ホームページからダウンロードできます。その他の書類は、任意の様式でかまいません。

- (1) スタートアップ支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）
- (2) 御嵩町環境保全地域活動スタートアップ支援事業活動計画書（別記様式第2号）
- (3) 土地所有者等の同意取得状況確認書（別記様式第3号）
- (4) 団体の構成員名簿
- (5) 事業実施場所の位置がわかる地図
- (6) 事業実施場所の現況がわかる書類
- (7) その他町長が必要と認める書類

■提出期限

令和8年5月25日（月）

■提出先

御嵩町役場 企画課環境政策係 〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1

■提出方法

郵送又は持参 （持参の場合は平日の午前8時30分から午後5時まで）
（郵送の場合は消印有効）

7. 審査について

交付申請書等の審査は、第三者による審査会が行います。

審査会では、プレゼンテーションにより事業内容を説明していただきます。スピーチや写真、スライド等で活動をアピールしてください。プレゼンテーションの後、審査員による質疑をおこないます。

審査は、下記の審査基準に基づき行います。

審査会の審査結果に基づいて予算の範囲内で事業を選考し、その結果を申請団体に通知します。

(審査基準)

審査項目	説明
積極性	<ul style="list-style-type: none">・主体的に活動に取り組む意欲や熱意があるか。・環境保全及び環境保全に対する意識向上に有効な活動であるか。
実現性	<ul style="list-style-type: none">・計画どおりに実行可能であるか。・地域住民等の理解が得られているか。
拡大性	<ul style="list-style-type: none">・団体の構成員以外の参加者が多くなるような工夫があるか。
将来性	<ul style="list-style-type: none">・主体的に活動し、補助終了後も継続的な活動が見込まれるか。・新たな視点や独自のアイデアが盛り込まれているか。
有効性	<ul style="list-style-type: none">・補助要件に即した事業内容となっているか。・補助を受けることにより、円滑な活動が見込まれるか。

8. 実績報告について

事業完了後、下記の書類をすべて揃え、提出期限までに提出してください。

下線の様式は、町ホームページからダウンロードできます。その他の書類は、任意の様式でかまいません。

- (1) 御嵩町環境保全地域活動スタートアップ支援事業補助金実績報告書（別記様式第7号）
- (2) 御嵩町環境保全地域活動スタートアップ支援事業実績調書（別記様式第8号）
- (3) 御嵩町環境保全地域活動スタートアップ支援事業収支決算書（別記様式第9号）
- (4) 事業実施場所の位置がわかる地図
- (5) 事業実施状況がわかる書類
- (6) 団体規約
- (7) 領収書等支払の確認ができるものの写し
- (8) その他町長が必要と認める書類

■提出期限

事業完了の日から30日を経過した日

または、令和9年4月9日（金） のどちらか早い日まで

■提出先

御嵩町役場 企画課環境政策係 〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1

■提出方法

郵送又は持参 （持参の場合は平日の午前8時30分から午後5時まで）

（郵送の場合は消印有効）

9. 補助金の交付について

- (1) 交付決定を受けた事業について、実績報告書の提出後に内容を審査し、最終的な補助金の額を確定します。補助金の額確定通知を受けた団体は、御嵩町環境保全地域活動スタートアップ支援事業補助金交付請求書（別記様式第11号）を提出し、補助金を請求してください。
- (2) 補助対象経費が当初申請より減額となったときは補助金の額を減額し、当初申請より増額となったときは、当初交付決定額を超えては確定しないものとします。
- (3) 補助金は、一部概算払により請求することができます（交付決定額の2分の1まで）。

※下線の様式は、町ホームページからダウンロードできます。

10. 留意事項

- (1) 交付申請の内容に変更がある場合、事業を中止する場合または団体を解散する場合は、「スタートアップ支援事業補助金交付変更等申請書（別記様式第5号）」を提出してください。
- (2) 活動に伴う支払いについては必ず領収書を徴収し、整理保管してください。実績報告時に領収書の写し及び収支決算書を提出していただきます。領収書の不備・使途不明・決算書との不適合等がある場合は、補助対象外になります。
- (3) 収入、支出についての証拠書類は、事業完了の日の会計年度の翌年度から起算して5年間（令和14年3月31日まで）保管してください。